

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 3 年 4 月 定 例 会 会 議 録	
1 日 時	令和3年4月22日(木) 午後2時から3時14分まで
2 場 所	北本市役所 会議室3-F
3 教育長の氏名	清水 隆
4 出席した委員の氏名	一 委員 大保木道子
	二 委員 安田美詠子
	三 委員 久保田篤正
	四 委員 加藤潤一
	五 委員 若山晋
5 欠席した委員の氏名	
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、和泉学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉田文化財保護課長
議案及び報告件名	議 事 の 大 要
1 開会の宣言	清水教育長： 令和3年北本市教育委員会4月定例会を開会する。
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和3年北本市教育委員会3月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の久保田委員にお願いする。
4 議事の取扱いの発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が8件、議案が3件の計11件である。 なお、本日の教委報告第23号、教委議案第26号及び第27号については個人情報扱う案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： それでは、教委報告第23号、教委議案第26号及び第27号までについては、「非公開」で審議することに決する。
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。大竹教育部長より、報告事項についてお願いする。 大竹教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第16号から第23号までの計8件である。教委報告第16号「教育長の決裁処分」から、担

<p>(1) 教委報告第16号「教育長の決裁処分」</p>	<p>当課より報告する。</p> <p>清水教育長：はじめに、教委報告第16号の1番「令和3年度平和啓発事業（小・中学校平和啓発補助事業）」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>山下学校教育副課長：（教委報告第16号の1番の説明）</p> <p>清水教育長：教委報告第16号の1番について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員：大切な事業である。コロナ禍であるものの、しっかりと実施していただきたい。</p> <p>安田委員：原爆詩・被爆体験記朗読会は児童の保護者も対象だが、参加人数は。</p> <p>山下学校教育副課長：保護者の人数までは確認していない。</p> <p>清水教育長：今後は保護者の人数も確認いただきたい。</p>
	<p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長：教委報告第16号の1番については、了承する。</p> <p>清水教育長：続いて、教委報告第16号の2番「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座について及び3番「ユメのタマゴプロジェクト」について、生涯教育課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長：（教委報告第16号の2番及び3番の説明）</p> <p>清水教育長：教委報告第16号の2番について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員：ZOOMは各家庭で申し込んだ人が参加出来る方式か。申し込みをした人しか視聴できないのか。</p> <p>柳井生涯学習課長：申し込みがあった人に主催者側よりIDとパスワードを通知してログインしてもらい、視聴する方式のため、申し込みをした人だけが視聴できる。</p> <p>安田委員：本市では後援の実績がなく、他市で後援を受けている実績があるが、本団体はどのように利益を得て運営されているのか。今回の講座に関するZOOMに参加すると、今後、当該団体等の営業や勧誘があるのかと不安に思う保護者がいるのではないか。</p>

<p>(2) 教委報告第17号「令和3年度児童生徒数及び学級数について」</p>	<p>柳井生涯学習課長： 後援を行うにあたり、インターネットで調査を行い、評価や意見等を確認しているが、保護者が不安に思うような評価は見受けられなかった。</p>
	<p>— 他に意見なし —</p>
	<p>清水教育長： 教委報告第16号の2番については、了承する。</p>
	<p>清水教育長： 教委報告第16号の3番について、質疑はあるか。</p>
	<p>大保木委員： 学校としてはどのような関わりがあるか。強制的に参加させられることはないか。</p>
	<p>山下学校教育副課長： 学校でチラシを配布し、お知らせをする予定。強制参加ではなく、希望者が参加する。</p>
	<p>— 他に意見なし —</p>
	<p>清水教育長： 教委報告第16号の3番については、了承する。</p>
	<p>清水教育長： 続いて、教委報告第16号の4番「小学生のための6週間バイオリン・レッスン」について、生涯教育課より、説明をお願いします。</p>
	<p>柳井生涯学習課長： (教委報告第16号の4番の説明)</p>
	<p>清水教育長： 教委報告第16号の4番について、質疑はあるか。</p>
	<p>— 特に意見なし —</p>
	<p>清水教育長： 教委報告第16号の4番について、了承とし、教委報告第16号については了承とする。</p>
	<p>清水教育長： 続きまして、教委報告第17号「令和3年度児童生徒数及び学級数について」、学校教育課に説明をお願いします。</p>
	<p>和泉学校教育課長： (教委報告第17号の説明)</p>
	<p>清水教育長： 教委報告第17号について、質疑はあるか。</p>
<p>久保田委員： 旧栄小学校から石戸小学校に新2年生は何名通っているか。栄小学校があった際は、栄小学校の児童数が少ないため、栄団地の子ども達は入学するタイミングで引っ越してしまってい</p>	

<p>(3) 教委報告第18号「令和2年度各小・中学校第3学期状況報告について」</p>	<p>たと聞いている。</p> <p>和泉学校教育課長： 旧栄小学校1年生は学期末時点で3名おり、石戸小学校の2年生に3名が追加された。</p> <p>久保田委員： 石戸小学校の新1年生で旧栄小学校の学区から通っている人数は把握しているか。</p> <p>和泉学校教育課長： 後ほど報告させていただく。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第17号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続きまして、教委報告第18号「令和2年度各小・中学校第3学期状況報告について」、学校教育課に説明をお願いします。</p> <p>山下学校教育副課長： (教委報告第18号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第18号について、質疑はあるか。</p>
	<p>大保木委員： 市内の小中学校で新型コロナウイルス感染症にり患した児童生徒数は何人か。</p> <p>山下学校教育副課長： 詳細は資料が無くお答えできないため、後ほど報告させていただく。</p> <p>安田委員： 新型コロナウイルス感染症での出席停止は6名と報告があったが、それとは違うのか。</p> <p>山下学校教育副課長： 新型コロナウイルス感染症での出席停止は、新型コロナウイルス感染症感染不安による出席停止で6名である。</p> <p>安田委員： 実際に新型コロナウイルスに感染した場合には、出席停止になると思うが、その後の取り扱いはどのようになるか。</p> <p>和泉学校教育課長： 新型コロナウイルス感染症に児童生徒がり患した場合は、発症日から10日間の出席停止となる。り患後に治った旨の医師の判断が出た場合は、翌日から出席停止が解除される。濃厚接触者になった場合は、14日間の出席停止となる。潜伏期間があることを考慮している。</p> <p>大保木委員： 本市の場合は、さわやか相談室がとても機能している。相談員に頼りながら目標を持って高校受験して合格すると、子ども</p>

も達の大きな自立のきっかけとなる。続けていただきたい。

久保田委員： 中丸東小の教育の重点の中にもICT機器の活用があるが、GIGAスクール構想に沿って購入された端末機器は現状でどれくらい生徒に行き渡っているか。

和泉学校教育課長： 昨年度の3月末時点で令和3年度の児童生徒分の端末配備は終わっており、一人一台配布出来る状態になっている。現在、学校の中でどんな活用が出来るか検討している。

久保田委員： 学校から児童生徒に端末機器を貸し、利用するという認識で良いか。自宅に持ち帰ることが出来るか。

和泉学校教育課長： 現段階では、自宅へ端末機器を持ち帰って学習を行う計画が出来ていない。今後、臨時休校になった場合にも含めてどのような対応が可能かを検討していくが、現状では高速wifiが学校にしかないため、どのように対応すべきかを検討している。

久保田委員： 学校から児童生徒に配布された端末機器は、1年生から6年生まで同じ端末機器をそのまま持ち上がって使うのか。6年生が卒業したタイミングで使用していた端末機器が1年生に配布されるのか。

和泉学校教育課長： 現段階では委員がおっしゃった形での端末機器の運用を考えている。

久保田委員： 将来的に、入学時点で端末機器を買っていただくことは出来ないか。

櫻井教育総務課長： 端末機器については、全額国の補助金を活用して導入しているが、現在のところ、国や県からそのような話は来ていない。他の自治体でも同様だが、今後、端末機器の更新の問題が生じる。端末機器の更新のタイミングで国の補助金が出ることを期待している。

加藤委員： 学校の細かい運営状況が記載されており、良い資料になっている。作業が煩雑になる恐れもあるが、加えて課題に関する情報もまとめてあると良いのではないかと。また、今年から全学校で学校運営協議会が開催されるが、協議事項等がまとめてあると良い。いじめに対応するスクールソーシャルワーカーの活用についても重要な事項のため、資料を添付いただくと良い。最後にGIGAスクールが開始されるので、各学校の取り組み状況がわかる資料があれば良いのではないかと。

<p>(4) 教委報告第19号「令和2年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」</p>	<p>大竹教育部長： 提案をいただいたので、学校の負担を考えながら適切に対応してまいりたい。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第18号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続きまして、教委報告第19号「令和2年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」、学校教育課に説明をお願いします。</p> <p>山下学校教育副課長： (教委報告第19号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第19号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 新型コロナウイルスの感染拡大により、石戸小と西小で行う予定だった事業の多くが中止になっている。余った費用は翌年度に繰り越されるのか。</p>
<p>(5) 教委報告第20号「第5回きたもとピアノフェスティバル代替事業報告について」</p>	<p>山下学校教育副課長： 元々事業費用の一部が補助されている。別の費用で活用しており、繰り越しはない。</p> <p>加藤委員： ピンクシャツデー等、とても良い活動をしているが、費用の一部しか補助されていないこともある。民間団体からの寄附等を活用して活動を続けるという方策があるのではないか。</p> <p>清水教育長： 本事業は市費で運営している関係で、民間団体から寄附をいただくことは難しいが、学校として他の事業で対応可能か。</p> <p>山下学校教育副課長： 学校では社会福祉協議会より補助金をいただき、学校での事業に活用している事例がある。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第19号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続きまして、教委報告第20号「第5回きたもとピアノフェスティバル代替事業報告について」、生涯学習課に説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第20号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第20号について、質疑はあるか。</p>

	<p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第20号については、了承とする。</p>
(6) 教委報告第21号「お茶屋遺跡」の発掘調査について	<p>清水教育長： 続きまして、教委報告第21号「お茶屋遺跡」の発掘調査について、文化財保護課に説明をお願いします。</p> <p>吉田文化財保護課長： (教委報告第21号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第21号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 私自身も現地を見に行っていたことがあるが、出来れば小中学校の行事で見学会があれば良かったのではないかと。</p> <p>吉田文化財保護課長： このような機会があれば、学校と連携した取り組みも検討してまいりたい。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第21号については、了承とする。</p>
(7) 教委報告第22号「文化庁主催「発掘された日本列島2021」展への「デーノタメ遺跡」の遺物出品について	<p>清水教育長： 続きまして、教委報告第22号「文化庁主催「発掘された日本列島2021」展への「デーノタメ遺跡」の遺物出品について、文化財保護課に説明をお願いします。</p> <p>吉田文化財保護課長： (教委報告第22号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第22号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： このイベントに遺物を出品することは名誉なことと捉えていいのか。</p> <p>吉田文化財保護課長： 評価されて出品させていただけるものと考えている。</p> <p>久保田委員： ぜひ広報等でも取り上げていただきたい。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第22号については、了承とする。</p>
6 議案審議	<p>清水教育長： 議案審議に入る。</p>
(8) 教委議案第	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第25号「北本市立小・中学校職員服務規</p>

<p>25号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」</p>	<p>程の一部改正について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>和泉学校教育課課長： (教委議案第25号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第25号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 様式にある押印欄がすべて無くなるということで良いか。</p> <p>和泉学校教育課課長： 申請の際の押印が必要無くなる。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第25号については、了承とする。</p>
<p>7 非公開審議及び議案再審議</p> <p>(9) 教委報告第23号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」</p> <p>(10) 教委議案第26号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」</p> <p>(11) 教委議案第27号「令和3年度「学校運営協議会」委員の任命について」</p>	<p>清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。</p> <p>清水教育長： それでは、教委報告第23号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>吉田文化財保護課長： (教委報告第23号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第23号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第23号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第26号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>和泉学校教育課課長： (教委議案第26号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第26号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第26号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第27号「令和3年度「学校運営協議会」委員の任命について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>和泉学校教育課課長： (教委議案第27号の説明)</p>

<p>8 閉会の宣言</p>	<p>清水教育長： 教委議案第27号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第27号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 後で報告するとした市内児童生徒のコロナウイルス感染者数、及び旧栄小学校の学区から石戸小学校へ通うことになった人数の報告を学校教育課からさせていただく。</p> <p>和泉学校教育課課長： 市内児童生徒の新型コロナウイルス感染者数は8名である。また、旧栄小学校の通学区域から石戸小学校へ通っている新2年生は3名、新4年生は8名、新5年生は9名、新6年生は10名である。特別支援学級の新4年生は1名、新5年生は1名、新6年生は1名である。</p> <p>清水教育長： 報告について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 新1年生で旧栄小学校の通学区域から石戸小学校へ通っている人数はわかるか。栄小学校の人数が少なかったため、栄団地の子どもが栄小学校に入学する前に引っ越ししてしまう状況があったが、その状況が改善されていれば良いと考えている。</p> <p>和泉学校教育課課長： 改善がなされているかはまだ確認出来ていないが、状況について注視してまいりたい。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会4月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和3年5月27日</p> <p>教育長 <u>清水 隆</u></p> <p>署名委員 <u>久保田 昌子</u></p> <p>書記 <u>落合 元</u></p>

